

所信表明

令和4年6月

都留市

本日、令和4年6月都留市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご出席まことにご苦勞様でございます。

また、市政推進にあたりまして、日頃から多大なご協力とご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

本定例会に提出をいたしました案件について、その概要を申し上げるとともに、併せて私の所信の一端を申し述べ、議員各位並びに市民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

はじめに、ウクライナからの避難者への支援についてであります。

本年2月に突如として始まったロシアによるウクライナ侵攻は、国際社会の平和と秩序、安全を脅かしており、明らかに国連憲章に違反し、断じて許されない行為であります。この侵攻により、何の罪もない子どもやお年寄りなど多くの一般人が犠牲になっており、断じて容認できるものではありません。犠牲になられたすべての方々に対し、深く哀悼の意を表します。

このたびの侵攻が始まってから3か月が経過し、ウクライナから国外へ避難される方は、既に500万人を超えているとの報道がされております。日本国内においても避難者の受け入れが始まっており、千人を超える方が避難されております。

避難者の方々への支援につきましては、本年3月、国としてウクライナから避難された方々を受け入れる方針を示したことから、本市におきましても、人道的支援の観点から、ウクライナからの避難者の受け入れ自治体として手を挙げております。

本市としましては、避難者向けの住居として市営住宅を活用し、

避難者への住居の無償提供を行うこととしており、国からの要請があった際には、積極的に避難者を受け入れ、できる限りの支援を行っていきたいと考えておりますので、市民の皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種についてであります。

本市における接種状況につきましては、18歳以上の3回目接種では、接種率は人口ベースで57.2パーセントであり、全国平均並みとなっております。また、接種体制につきましては、5月をもって集団接種は終了しましたが、市内医療機関のご協力のもと個別接種にて引き続き対応しております。

18歳以下の接種につきましては、5歳から11歳の小児の接種は、本年3月から1回目接種を開始しており、12歳から17歳以下の3回目接種につきましては、4月から順次接種券の発送を行い、追加接種の機会を提供しております。

また、4回目接種につきましては、重症化予防を目的とし、対象者は60歳以上の方及び18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する方で、接種間隔は3回目接種から5か月経過後と国から方針が示されましたので、本市においても、国の方針に基づき、今月から接種券の発送を開始し、7月に入りスムーズに希望者が接種できるよう、準備を進めているところであります。

市民の皆様には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向け、引き続き、感染予防対策の徹底をお願いいたします。

次に、職員の不適切な事務処理についてであります。

このたび、本市において、特別児童扶養手当の支給に伴う事務手続きの未処理が発覚し、市政への信頼を損なう事態が生じたことは誠に遺憾であり、市民の皆様にご心よりお詫びを申し上げます。

このような不適切な事務処理が生じたことに対し、背景にある原因・要因を検証し、共有するとともに、事務処理に対する職員の意識を高め、チェック機能を強化し、真摯に確実に事務を進めることで再発の防止に努めてまいります。

次に、「第6次都留市長期総合計画後期基本計画」の策定についてであります。

本市では、平成28年度から、まちづくりの指針である第6次都留市長期総合計画をスタートさせ、まちの将来像「ひと集い 学びあふれる 生涯きらめきのまち つる」の実現に向け、実践的で効果的なまちづくりに積極的に取り組んでいるところであります。

このたび、「中期基本計画」が本年度をもって終了することに伴い、11年にわたる計画の総仕上げの4年間を担う、「後期基本計画」の策定に取り組まれているところであります。

これに先立ち、本年2月から3月にかけて、市民の皆様を対象に、これまでの取り組みに対する評価と合わせ、今後どのような取り組みを求めるのかを中心とした意識調査を実施いたしました。

その結果は、行政として、さらなる市民満足度を追い求めていくべき点や、さらなる成果を求めていくべき点など、市民の皆様のこのまちへの思いと行政へのご意向が、如実に反映されたものであります。

中でも市民の皆様からの期待が高かった、公共交通や医療体制の充実といった分野につきましては、調査結果を詳細に分析し、これまでの取り組みをさらに加速させ、成果を挙げられるよう具体的な手立てを考えてまいります。

また、「働き場所の確保」が必要との回答も数多く寄せられたところであります。

本市は可住面積が少なく、限られた土地において、さまざまな制限のある中で「企業誘致」を検討していかなければなりません。新型コロナウイルス感染症や不安定な国際情勢の影響により、サプライチェーンを見直し、生産拠点等の国内回帰を進める動きが官民を通じて強いことから、中長期的なビジョンを持ち、今後は企業立地支援条例の見直しや、関係法令との調整を図りながら、本年度に改訂予定の「都市計画マスタープラン」との調和を図り、積極的に企業誘致を進めてまいりたいと考えております。

なお、今回策定する「後期基本計画」の計画期間は、2030年をゴールとするSDGsの取り組みにおいても重要な年次となることから、昨年策定いたしました「都留市SDGs推進方針」を踏まえる中で、多角的な視点から本市の今置かれている状況を整理するとともに、本市のSDGsの達成に寄与する、より実効的な計画となるよう取り組んでまいります。

次に、「ふるさと納税」についてであります。

令和3年度のふるさと納税は、寄附件数が10万1千232件、寄附額が18億2千636万円となり、昨年度に比べ約1.5倍、

一昨年に比べ約7.9倍にあたる額のご寄附をいただきました。

寄附額が拡大した要因といたしましては、公募型プロポーザルにより、ふるさと納税支援業務の委託先が市内の事業者となり、これまで以上に出品者と事業者の連携が密となったことに加え、新たな寄附者を取り入れるためのふるさと納税ポータルサイトの拡充や、ユーザーを特定したターゲット別の返礼品の設定、クラウドファンディング型ふるさと納税への挑戦等、さまざまな取り組みを戦略的かつ多角的に行ってきた結果にあると認識しております。

本年度は、さらなるふるさと納税寄附額の増加を図るため、企画課内に「ふるさと納税戦略室」を設置いたしました。今後におきましても、制度の趣旨に^の則^{つと}る中で積極的なシティプロモーションとブランディングを推進し、ふるさと納税市場の動向に注視した効果的な広告手法の活用などにより、戦略的に寄附額の増加を目指すとともに、ふるさと納税を通じた市内産品の広域的PR及び販路拡大、ふるさと納税返礼品としての新たな特産品の開発など、市内産業の活性化にも取り組んでまいります。

次に、「公立小中学校の適正規模・適正配置」についてであります。

本市におきましては、「都留市小中学校適正規模等審議会」の答申を踏まえ、1学級あたりの児童数の下限基準を定めた基本方針に基づき、令和5年4月に旭小学校と禾生第一小学校を統合することとし、それに向け準備を進めております。

旭小学校、禾生第一小学校の両校では、統合後に児童が新たな環境にすんなりと馴染めるように、両校の教員で交流授業等につい

て具体的な計画を立て、6月1日に第1回の交流授業を行ったところであります。

今後につきましては、両校で一緒に社会科見学に行くなど、さまざまな機会を通じて交流を図り、両校の児童が統合前から親交を深め、安心して統合を迎えられるよう準備を進めてまいります。

また、この小中学校の適正規模・適正配置については、少子化の進行によっては、将来的には市内の全ての地域でも検討する必要性が生じることから、広く市民の皆様にご理解いただけるよう、機会を設け、丁寧にご説明していきたいと考えております。

次に、「学びの未来づくり事業」についてであります。

この事業は、昨年度に豊田通商株式会社様が地域貢献活動として、市職員とともに、教育分野にかかる施策について協議・構築し、ご提案いただいた内容を事業化したものであります。

事業内容といたしましては、従来型の詰め込み型教育とは異なり、子どもたちが主体的に学び、自ら考える力を養うことを目的とし、それぞれが好奇心をかき立て、学びを加速させる本市ならではの探究型を柱とした新たな特色ある教育プログラムの確立と、「探究型学習」の場を創出するものであります。

事業推進にあたりましては、都留文科大学をはじめ、民間企業等と連携し、提供する教育内容の検討、子どもたちに^{あいたい}相対する人材の育成、事業実施体制の構築も含めて取り組むこととしておりますが、その推進役として、「人材派遣型の企業版ふるさと納税制度」を活用し、企業からの人材の派遣を受け事業を推進しております。

県内では初の取り組みとなる「人材派遣型の企業版ふるさと納税制度」につきましては、全国でも10例程度しか事例がなく、その事例のほとんどが企業の営利活動上のメリットが想起される派遣となっております。

しかしながら、今回は派遣元企業の、本来業務とは異なる分野である、教育環境の構築を目的として派遣いただいております、これは、企業人材による関係人口の創出・拡大の仕組みとして、全国の模範となり得ると、内閣官房からも高い評価をいただいているところであります。

今後につきましては、各主体の連携や活用できる地域資源の洗い出しを進め、この学びの場が地域に根付き、「教育首都つる」の着実な成果となるよう取り組んでまいります。

次に、県からの「ぴゅあ富士」の譲与についてであります。

中央三丁目にあります、山梨県立男女共同参画推進センター「ぴゅあ富士」につきましては、県が令和4年度末をもってセンター機能を甲府市の「ぴゅあ総合」に集約し、「ぴゅあ富士」を閉館した後、新たな活動拠点を設ける方針を示したことから、本市と県の間で、「ぴゅあ富士」施設の在り方等に関し協議を重ねてきたところであります。

「ぴゅあ富士」の利用状況は、男女共同参画の推進だけでなく、講座やイベントの開催など、利用者も年間約5万人にのぼり、まちづくり交流センターとともに、本市の生涯学習の推進にも大きな役割を果たしております。

しかしながら、当該施設も大規模改修が必要とされる築30年以上が経過していることから、本市といたしましては、県から譲与を受ける場合であっても、県において大規模改修・長寿命化改修を施した後に受けることが賢明として、施設改修等を要望してまいりました。

その結果、このたび、「県が施設利用者の利便性及び安全性確保のために必要な措置を実施したうえで、市に無償譲渡する。」との回答をいただいたことから、おおむねの合意が図られたところであります。

これにより、ふるさと会館と一体的に利活用することが可能になるとともに、女性団体の活動拠点につきましても、その一部スペースを県が借り受けることで調整しており、引き続き、市民の活動拠点として、男女共同参画の推進、生涯学習の推進につながるものと考えております。

今後は、譲与に向けた具体的な手続き及び当該施設の利活用について協議を進めてまいります。

次に「認知症対応型共同生活介護施設（グループホーム）」の整備状況についてであります。

この施設は、認知症の高齢者が共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の中、介護等の日常生活上の世話と機能訓練を受けながら、能力に応じ、自立した日常生活を営めるようにする施設であり、本市の「第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」において施設整備を予定し、それに基づき事業者を

募集し、令和4年3月に事業者を決定したところであります。

今後といたしましては、事業者において建設工事を開始し、来年3月を目途に事業を開始する予定となっております。

次に、「富士・東部広域環境事務組合の設立」についてであります。

平成30年3月に策定された「山梨県ごみ処理広域化計画」に基づき、昨年4月に富士北麓・東部地域の12市町村による「富士北麓・東部地域ごみ処理広域化推進協議会」が設立され、共同してごみ処理施設を整備・運営する「ごみ処理広域化」を目的として協議を重ねる中、本年2月1日に「富士・東部広域環境事務組合」が設立されました。

今後は、組合主導のもと、12市町村が協力しながら、地域住民の合意形成に向けた説明会の実施や、用地測量、地質調査、用地取得、環境アセスメント、一般廃棄物処理基本計画等の各種計画の策定、搬入路の整備、設計や工事など多くの課題に取り組んでいくこととなります。

新しいごみ処理施設を建設するためには、一般的に10年程度かかると言われておりますが、富士・東部広域環境事務組合議会選出の議員の皆様にもご協力いただくなかで、遅くとも令和14年4月の稼働を目指し、事業を推進してまいります。

次に「下水道事業経営戦略」の策定についてであります。

本市の下水道事業は、平成5年度に着手し、現在までに全体計画区域の約46パーセントに当たる254.2ヘクタールを整備し、区域内人口の約60パーセント、4千952人の方が下水道を利用

しております。

事業着手から既に30年近くが経過し、老朽化に伴う施設の更新需要の増加が見込まれる一方、普及率の低迷や少子高齢社会の進行による人口減少に伴い、使用料収入の増加が伸び悩んでいることから、今後ますます厳しい経営環境に置かれることが予想されております。

このような情勢から、さらなる財政マネジメントの向上と、より計画的な施設整備を進め、市民の皆様将来にわたり安心して下水道を利用いただけるよう、昨年度、地方公共団体の経営・財務マネジメントを強化し、財政運営の質の向上を図るため、国及び地方公共団体金融機構が共同事業として実施する「経営・財務マネジメント強化支援事業」を活用し、派遣された経営コンサルタントとともに本市における下水道事業の課題点等を調査してまいりました。

この調査をもとに、公営企業会計移行後の経営基盤の強化を図るため、本年度も引き続き「経営・財務マネジメント強化支援事業」を活用し、下水道事業アドバイザーによる指導・助言を踏まえながら、本市における令和5年度から10年間の新たな「下水道事業経営戦略」を策定してまいります。

次に「農業振興」についてであります。

本市が強力に推進しております「高収益作物導入事業」につきましても、地域おこし協力隊員による試験栽培の取り組みにより、シャインマスカットを始めとしたブドウ、モモ及びスモモなどの果樹が本市においても栽培可能であることが実証され、農業振興

施策コーディネーターの精力的な活動などにより、果樹栽培を目指す農家の掘り起こしを進めてきたところ、令和３年度末時点で、果樹の作付面積は約３．２ヘクタールまで拡大するに至りました。

現在、新たな展開として、果樹栽培に係る最大の課題である未収益期間の短縮に資する「果樹大苗生産事業」^{おおなえ}に取り組んでおり、より果樹栽培に取り組みやすい新たな仕組みの構築を推進してまいりたいと考えております。

次に、「林業振興」についてであります。

森林経営管理法の施行により、森林所有者には適切な経営管理を行う責務が明確化されるとともに、森林所有者自らが経営管理を実施できない場合には、市町村が主体的に森林整備を進めることで、林業経営の効率化及び森林経営の適正化を一体的に促進する「森林経営管理制度」が創設されました。

本市では、森林環境譲与税を活用する中で、当該制度に基づく森林の経営管理を適切に実施するため、令和３年３月に重点的取組事項に「山地災害に強い森林づくり」を掲げた「都留市森林経営管理制度推進方針」を策定し、今後、森林所有者に対して計画的に意向調査を実施していくため「経営管理意向調査全体計画」の策定に取り組んでいるところであります。

令和３年度末時点で素案の作成までが完了し、本年度は、森林及び林業に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために設置される「都留市林業振興推進協議会」を開催し、森林組合、林業団体、関係行政機関及び識見を有する方々のご意見なども反映する中で、

計画の策定を目指しております。

今後も、森林の有する公益的機能の普及啓発を推進し、地域内の林業の活性化に資する取り組みを継続することで、本市における持続可能な林業政策の構築を目指してまいります。

次に、「観光振興」についてであります。

新型コロナウイルス感染症の流行により、日本における観光スタイルは、インバウンドの拡大から、近場の地域の魅力を再発見する「マイクロツーリズム」へと大きく変容しており、本市におきましても、「都留アルプス」や「都留市二十一秀峰」を中心にトレッキングの人气が高く、本年4月に実施した「都留アルプスフリーハイキング」では、市内外より多くの参加をいただき、高評価をいただいているところであります。

また、令和2年及び3年の2年にわたり、開催中止となりました「ふるさと時代祭り」につきましては、先人が築き上げてきた、その歴史と伝統を継承していくため、本年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底する中で、開催することができるよう、「ふるさと時代祭り実行委員会」により準備を進めていただいているところであります。本市の一大イベントの一つであります、この「ふるさと時代祭り」の復活開催により、貴重な歴史と伝統を継承していくとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により閉塞感のある現状に少しでも希望が生まれ、活気が戻ることを期待しているところであります。

そのような中、先月5月には、本市出身であり、2021年度

山梨チャンネルPRサブリーダーの募集にて最優秀賞を受賞され、山梨県の魅力を発信する活動家のM o m o k a（ももか）さんを「つる大使」として任命したところであります。M o m o k a（ももか）さんにおかれましては、「やまなし大使」にも就任され、山梨応援ユーチューバーとして本市を含めた山梨県全体のPR活動を行っていただいていることから、今後は、都留市観光協会のキャラクターである「つるビー」とコラボレーションするなかで、本市の魅力を発信していただきたいと考えております。

また、4月にはアイドルグループの楽曲をテーマとしたドラマ撮影が谷村町駅などで行われました。今後とも、このようなドラマ・映画・CM撮影等のロケ地として、フィルムコミッション事業の推進も図り、ロケ地観光による集客もあわせて実施していきたいと考えております。

さらに、本市のもつ歴史的観光資源のポテンシャルを引き出すと同時に、デジタル技術の利用やICT導入により、観光客の誘致と地域活性化を促進するため、リアル観光に加えARを駆使した「富士の麓の小さな城下町つるデジタルプラットフォーム」を構築してまいります。

このプラットフォームでは、AR技術により勝山城のデジタル復元を可能とするほか、インターネットのウェブサイトを利用した観光コンテンツを整備し提供することで、史跡としての知名度向上と、シビックプライドの醸成を図り、お城山が「つる観光」の拠点となるよう、アフターコロナを見据えた具体的な観光事業を推進

してまいります。

次に、「東桂地域コミュニティセンターの建て替え」についてであります。

東桂地域コミュニティセンターにつきましては、施設の老朽化による建て替えに伴い、4月28日をもちまして、窓口業務及び貸館業務を休止し、証明書等発行業務につきましては、5月2日から東桂郵便局に委託し、業務を継続しており、また、貸館業務につきましては、5月9日から代替施設で開始しております。

解体及び新築工事の間中は、市民の皆様にご迷惑をお掛けすることとなりますが、防災機能を強化し、「十日市場・夏狩湧水群」等の観光拠点として、また、地域住民の拠りどころとなるような、安全で利用しやすい施設として、来年3月の完成を目指して整備してまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、「証明書等のコンビニ交付サービス」についてであります。

3月7日から、マイナンバーカードを利用した全国のコンビニエンスストア等のマルチコピー機で住民票の写しと印鑑登録証明書を取得できる「コンビニ交付サービス」を開始いたしました。

朝6時30分から夜11時まで交付が可能であるため、市役所等へ来庁することに比べ利便性が良いことから、利用件数もサービスを開始しました3月が123件、4月が183件と順調に増えております。

引き続き、マイナンバーカードの取得と併せて、利用普及のための周知活動等を進めてまいりますので、市民の皆様には、ぜひ

マイナンバーカードの取得と活用をお願いいたします。

それでは、本定例会に提出いたしました案件の内容につきまして申し上げます。

今回、提出いたしました案件は、専決処分の承認を求める案件2件、条例案2件、予算案5件、その他の案件3件であります。

はじめに、専決処分の承認を求める案件について、ご説明申し上げます。

「都留市国民健康保険税条例中改正の件」につきましては、地方税法施行令等の一部改正に伴い、所要の改正をしたものであります。

次に、「都留市税条例中改正の件」につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正をしたものであります。

次に、条例案について、ご説明申し上げます。

まず、「都留市介護保険条例中改正の件」につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免措置を継続するため、所要の改正をするものであります。

次に、「都留市営住宅条例中改正の件」につきましては、市営緑町団地7号棟を用途廃止するため、所要の改正をするものであります。

次に、その他の案件について、ご説明申し上げます。

「公立大学法人都留文科大学の出資等に係る不要財産の納付の件」につきましては、公立大学法人の不要財産の納付に関し、地方独立行政法人法第42条の2第5項の規定により、議会の議決を経るものであります。

次に「公立大学法人都留文科大学定款中変更の件」につきまして

は、公立大学法人の財産に変更が生じるため、地方独立行政法人法第8条第2項の規定により、議会の議決を経るものであります。

次に「損害賠償の額の決定及び和解の件」につきましては、学校授業中に発生した事故による損害賠償の額を決定し、和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を経るものであります。

続きまして、補正予算案について、ご説明申し上げます。

まず、令和4年度一般会計補正予算案（第1号）について、ご説明申し上げます。

一般会計につきましては、歳入歳出予算とも1億316万9千円を追加し、予算総額を153億9千916万9千円とするものであります。

主な歳出の内容について、ご説明申し上げます。

3款民生費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少等で、経済的に厳しい子育て世帯を支援するため、子ども一人につき5万円を支給する経費として、4千306万8千円を追加するものであります。

4款衛生費につきましては、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種について、4回目接種の体制整備に要する経費などとして、6千10万1千円を追加するものであります。

なお、今回の補正予算案（第1号）につきましては、特に緊急性を要する事業のため、本日、議会初日での議決をお願いするものであります。

続きまして、令和4年度一般会計補正予算案（第2号）について、ご説明申し上げます。

一般会計につきましては、歳入歳出予算とも1億1千165万円を追加し、予算総額を155億1千81万9千円とするものであります。

主な歳出の内容について、ご説明申し上げます。

2款総務費につきましては、個人市県民税において、還付金が発生したことによる償還金として、1千220万円を追加するものであります。

3款民生費につきましては、保健福祉センターについて、抗ウイルス対策に有効なコーティング剤を散布する経費として、126万8千円を追加するものであります。

4款衛生費につきましては、飼い猫・飼い主のいない猫を対象に不妊・去勢手術費を補助する経費などとして、2千997万5千円を追加するものであります。

5款農林水産業費につきましては、道の駅つるPOSレジシステム機器更改及びWi-Fi環境整備に要する経費などとして、3千262万3千円を追加するものであります。

7款土木費につきましては、都留市舗装長寿命化修繕計画を基に、補修の優先度の高い路線の補修工事を行う経費として、2千700万円を追加するものであります。

8款消防費につきましては、コロナ禍においても救急活動訓練を継続的に実施していくために高度シミュレーター人形を整備する

経費などとして、５６１万３千円を追加するものであります。

９款教育費につきましては、ミュージアム都留にＷｉ－Ｆｉ環境を整備する経費などとして、２９７万１千円を追加するものであります。

なお、地方債につきましては、起債の変更を行うものであります。

次に、公営企業会計について、ご説明申し上げます。

簡易水道事業会計につきましては、定期人事異動に伴う人件費などとして、収益的支出に１千１７６万１千円を追加し、予算額を２億９千１３８万６千円とするものであります。

下水道事業会計につきましては、定期人事異動に伴う人件費として、資本的支出に２０２万３千円を追加し、予算額を７億４千３５４万円とするものであります。

病院事業会計につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止対策用に個人防護具を整備する費用などとして、収益的支出において３千９０９万５千円追加し、予算額を４０億２２０万１千円とするものであります。

また、介護老人保健施設「つる」において新型コロナウイルス感染症対策として、トイレを新たに整備する経費などにより、資本的支出において９６５万６千円を追加し、予算額を５億８８９万７千円とするものであります。

以上、提出議案につきまして概略申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。